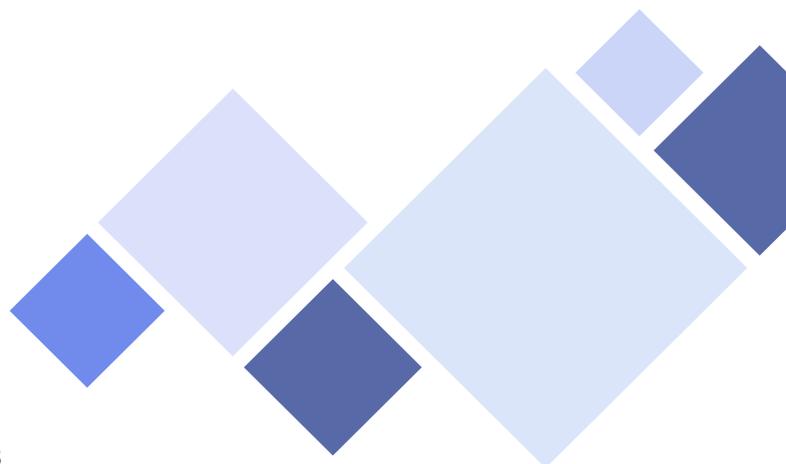


## 第3章

# 自転車の活用推進に 関する目標および施策

- 1 基本目標
- 2 個別目標
- 3 施策体系
- 4 具体的な取組



## 第3章 自転車の活用推進に関する目標および施策

### 1 基本目標

第2章で整理した現状と課題を踏まえ、本計画における目標を以下のとおり定めます。

身近な移動手段である自転車を活用し、より豊かな生活を実現  
～地域の特性に合った安心して自転車と共存できるまち～

### 2 個別目標

本計画における基本目標を踏まえ、以下の3つの個別目標を定めます。各個別目標におけるポイントを併せて整理しています。

#### 目標1

安全意識を高め、  
事故のない自転車利用を促進

Consciousness of safety  
安全意識

#### <目標設定におけるポイント>

自転車利用者はもとより、同じ道路空間を利用する歩行者や自動車等に対しても自転車の通行ルールに関する認識や、安全利用意識を共通して持ってもらえるような取組を推進します。

#### 目標2

歩行者、自転車、自動車と共に  
安心して快適に通行できる環境を創出

Comfortableness  
快適性

#### <目標設定におけるポイント>

歩行者、自転車、自動車等が共に安全かつ快適に通行できる環境を創出するため、自転車通行空間の整備や、各施設等の需要に応じた駐輪環境の整備を推進します。

#### 目標3

自転車の利用による、交通の利便性向上

Convenience  
利便性

#### <目標設定におけるポイント>

シェアサイクルのさらなる普及促進や自転車と公共交通の相互利用等により、様々な場所へのアクセスを向上させるとともに、自転車関連情報の積極的な発信により、多様な目的に応じて自転車を適正に利用できるように取り組みます。

### 3 施策体系

3つの個別目標に従い、取り組む施策を以下のように定め、次頁から施策体系の具体的な取組内容を示していきます。各取組は、これまでの自転車施策の状況や、自転車にまつわる課題等を踏まえて設定しています。さらに、具体的な取組の中から、重点的な取組であり、今後計画の推進を先導する役割を担う「重点取組」を設定します。

赤字：重点取組

目標	施策	具体的な取組
<b>目標1</b> 安全意識を高め、事故のない自転車利用を促進  <b>Consciousness of safety</b>	<b>施策1-1</b> 自転車利用者に対する安全運転の促進	(1)安全教育の実施 (2)自転車損害賠償保険の加入の促進 (3)安全性の高い製品の購入の促進 (4)車両の点検整備の促進 <b>(5)校庭を活用した自転車練習場所の確保</b>
	<b>施策1-2</b> 自転車利用を取り巻く人々に対する自転車ルールの啓発	(1)教職員へ向けた安全啓発 (2)自動車ドライバーへ向けた自転車の車道通行への理解の促進
<b>目標2</b> 歩行者、自転車、自動車が共に安心して快適に通行できる環境を創出  <b>Comfortableness</b>	<b>施策2-1</b> 自転車通行空間の計画的な整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第4章 自転車ネットワーク整備方針</div> <b>(1)自転車通行空間の整備</b> (2)路上パーキング等を考慮した自転車通行空間の整備
	<b>施策2-2</b> 駐輪需要に対応した適切な駐輪環境の創出	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第5章 路上駐輪対応方針</div> (1)既存駐輪場の利用の促進 <b>(2)駐輪場の設置の推進</b> (3)路上駐輪自転車の削減へ向けた啓発等
<b>目標3</b> 自転車の利用による、交通の利便性向上  <b>Convenience</b>	<b>施策3-1</b> シェアサイクルの普及の促進	(1)シェアサイクルポートの設置の促進 (2)シェアサイクルの利用の推進 (3)公共交通機関とシェアサイクルとの結節の促進 (4)シェアサイクル事業者の自転車点検・整備の働きかけ
	<b>施策3-2</b> 自転車情報の発信	<b>(1)自転車の適正利用を促す広報の実施</b> (2)自転車情報のオープンデータ化

## 4 具体的な取組

### <目標1>

### 安全意識を高め、事故のない自転車利用を促進

#### 施策1-1 自転車利用者に対する安全運転の促進

##### (1) 安全教育の実施

自転車の安全利用の促進と、通行ルールの周知を図るため、「自転車安全利用五則」(令和4年11月改訂版)の広報啓発を行うとともに、自転車の通行ルールや安全な乗り方を学習できる交通安全教室を実施していきます。安全教育は、全世代を対象に、各世代に適した、分かりやすく理解してもらえる内容とするとともに、自動車運転免許証を取得していない人への通行ルールの周知や子どもも乗せ自転車を利用する際の安全啓発等に取り組んでいきます。

##### <実施スケジュール>

前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
自転車安全教育の実施	取組の見直し・実施

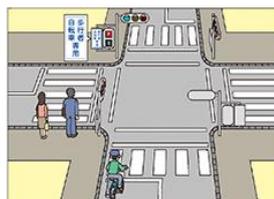
### 自転車安全利用五則

- 内閣府の中央交通安全対策会議交通安全対策本部により、自転車利用時の重要なルールとして自転車安全利用五則が定められています。

**1** 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



**2** 交差点では信号と  
一時停止を守って、安全確認



**3** 夜間はライトを点灯



**4** 飲酒運転は禁止



**5** ヘルメットを着用



画像出典:警視庁 HP

## 世代ごとの安全教育

	保育園児 幼稚園児 園児の保護者	小学生	中学生	高校生 大学生 社会人	高齢者
目的	交通安全に関する初歩的、基本的なきまりを家庭を通して理解する。	身近な交通安全や、交通法規等を理解し、交通安全についての具体的な方法や判断力を高める。	自転車を利用する機会が増え、交通事故の当事者となることも多いため、交通違反をした場合の具体的な危険や、加害事故の責任の重大性を認識し、安全意識を高める。	地域ボランティア・地域住民等と連携し、自転車の正しい通行方法・マナー等に関する「自転車安全利用五則」の周知徹底を図り、安全意識を高める。	身体機能の変化に伴う交通安全教育を実施し、安全意識を高める。
取組内容	こうつうあんぜんのえほん配布	自転車安全利用五則を取り入れた交通安全教室			高齢者施設へのヘルメット着用を促すリーフレットの配布
	子ども乗せ自転車を利用する際の安全啓発	スケアードストレイト方式 <sup>※</sup> による教育			
		交通事故時の応急救護措置や加害事故時の刑事罰や損害賠償等の教育			
		HPやポスター等での周知、交通安全日や交通安全キャンペーンにおけるグッズ等配布による周知			
		関係機関の連携により、シミュレーターを活用した体験型の交通安全教育			
		東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」の周知			

※スケアードストレイト方式：自転車事故の恐ろしさと責任を体験してもらうための、スタントマンによる交通事故再現

## 啓発内容の例

### ● 安全意識の醸成

日常的にHPや、ポスターにより、自転車安全利用五則や、ながらスマホ禁止等を周知するほか、毎月10日の交通安全日や春秋の全国交通安全運動では、警察等の関係機関と連携をして啓発グッズ等の配布による安全意識の向上を図ります。

### ● 輪トレ(りんトレ)

自転車の安全利用教育を推進するため、事故事例やルール・マナーの学習に加えて、発進や停止、障害物を避けるなどの自転車走行の体験学習が可能なスマートフォン・タブレット向けアプリを周知します。

### <輪トレ(りんトレ)アプリの構成>



交通安全マナーアップキャンペーンの様子(R5.3)

自転車安全学習アプリ「輪トレ」広報動画  
画像出典：東京都生活文化スポーツ局

## 啓発内容の例

### ● ヘルメット着用の促進

自転車事故による死亡者の多くが頭部に致命傷を受けていることから、ヘルメット着用の重要性について HP やリーフレット配布等による広報啓発を行います。



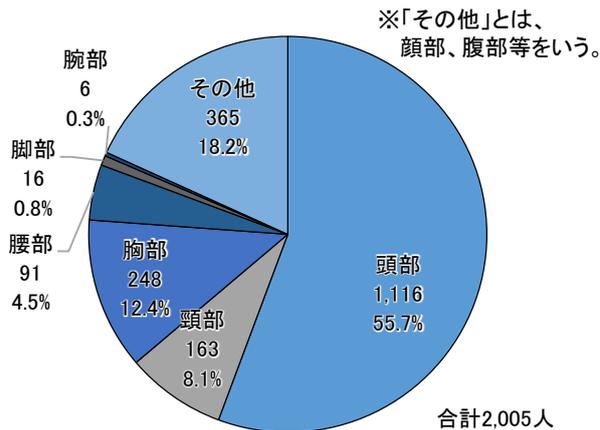
ヘルメット着用啓発リーフレット

画像出典: 東京都生活文化スポーツ局

## ヘルメット着用の重要性

- 道路交通法の改正により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。
- 自転車乗用中の交通事故による死亡者のうち、約6割が頭部に致命傷を負っています。
- 自転車に乗る時はヘルメットを着用し、自分の命を守りましょう。

自転車乗車中死者の人身損傷主部位別  
(致命傷の部位) (H30~R4年合計)



自転車乗用中の  
ヘルメット着用状況別の致死率



出典: 警察庁 HP を基に作成

## (2) 自転車損害賠償保険の加入の促進

自転車利用に伴う加害事故を起こした場合に備えて、自転車損害賠償保険への加入を促進していきます。加入の促進にあたっては、自転車事故の損害賠償責任に対する意識の向上を図るとともに、保険への加入方法や保険加入状況を利用者自身が適正に把握する必要があります。このため、チラシやポスター、HP等の広報媒体の活用や交通安全教室等の機会を捉え、自転車損害賠償保険等の必要性や加入方法を周知するための広報啓発を実施します。

### <実施スケジュール>



### 「自転車損害賠償保険」の加入義務化

- 都では、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、令和2年4月1日から、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入が義務付けられています。
- 既に参加している保険等に付帯されている場合もあるので、ご自身の保険等への加入状況をチェックし、まだ加入されていない場合は、早めに参加しましょう。

#### <対象者>

- 自転車利用者
- 未成年者の保護者
- 自転車を業務で使用する事業者
- 自転車貸付業者



画像出典

保険加入促進リーフレット  
(東京都生活文化スポーツ局)

### 自転車損害賠償保険等への加入状況をチェック!!

個人賠償責任保険に加入またはTSマーク(点検日から1年以内)が貼られていますか?

わからない

はい いいえ

下記①~⑧のいずれかの保険に加入していますか?  
(保険証券等で確認してください)

はい いいえ

加入している下記①~⑧の保険に個人賠償責任保険が付帯されていますか?

はい いいえ わからない

すでに自転車損害賠償保険等に加入しています。

ご契約の保険会社・共済にご確認ください。  
※相当する補償がない場合には、加入が必要です。

自転車損害賠償保険等への加入が必要です。

確認いただく保険・共済契約	確認いただきたいこと
①「自転車保険」等の名称で販売している傷害保険とのセット商品	①~⑧の保険・共済に加入しているか確認してください。 これらの保険・共済に「個人賠償責任保険」が契約(付帯)されているか確認してください。 【個人賠償責任保険】 個人又は同居の家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する保険です。 ※日常賠償責任保険、賠償責任共済といった名称も同様な保険です。 ※十分な賠償責任が確保されているか、契約している保険等の保険金額も確認しておきましょう。
②自動車保険(特約)	
③火災保険(特約)	
④傷害保険(特約)	
⑤クレジットカードなどの付帯保険	
⑥会社等の団体保険	※十分な賠償責任が確保されているか、契約している保険等の保険金額も確認しておきましょう。
⑦PTAの保険など学校・大学で加入募集を受ける保険	
⑧交通安全協会の自転車会員として加入している保険 (自転車事故による損害賠償のみを補償)	
TSマーク付帯保険	TSマークの色により補償条件が異なります。点検日から1年以内のTSマークが自転車に貼られているか確認してください。

自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都民安全推進部のHPをご確認ください。

東京都 自転車利用中 保険 検索

令和5年11月発行 (編集発行) 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部総務課 電話03-5388-3127

### (3)安全性の高い製品の購入の促進

自転車やヘルメットを購入する際には安全性の高い製品や体のサイズに合った製品を選ぶように、HP やポスター等で自転車安全整備店の広報を行い、SG マーク付き等の安全性の高いヘルメットの着用および購入の普及啓発を図っていきます。

#### <実施スケジュール>



#### SG マーク制度

- SG マーク制度とは、一般財団法人製品安全協会が運用する、消費生活用製品の安全性を認証する任意の制度です。一般消費者が日常生活で使用する様々な製品が対象となっており、各製品に定められた基準(SG 基準)に適合していると認められた製品に SG マークを表示するものです。SG マーク付き製品の欠陥による人身事故に対しては、賠償が行われます。
- 自転車本体のほか、ヘルメット等の関連用品も対象となっています。

#### 自転車安全整備店

- 自転車安全整備技能検定に合格した自転車安全整備士が勤務しており、自転車を点検・整備することができることとともにTSマークを取り扱う自転車店を「自転車安全整備店」といいます。
- 自転車安全整備店になるには、公益財団法人日本交通管理技術協会に登録申請をし、審査を受ける必要があります。登録されると、自転車安全整備店の章(店章)が貸与され、事業所の見易い場所への掲出や、3年毎の登録の更新が義務付けられています。



SG マーク

出典:一般財団法人製品安全協会



自転車安全整備店の章

出典:公益財団法人日本交通管理技術協会

#### (4) 車両の点検整備の促進

##### ① 点検を促す広報啓発

自転車の整備不良が原因となって発生する交通事故を防止するため、HP やポスター等で、自転車の点検・整備を促す広報啓発を行います。

##### ② TS マーク取得費用の助成

自転車利用者が定期的に自転車の点検整備を受け、自転車の安全な利用を心掛ける機運を醸成するため、区内の自転車安全整備店において、整備を受けた自転車に貼付される TS マーク（付帯保険）を取得した区民に対しての助成（1000 円）を行い、自転車の定期的な整備を促します。

#### <実施スケジュール>

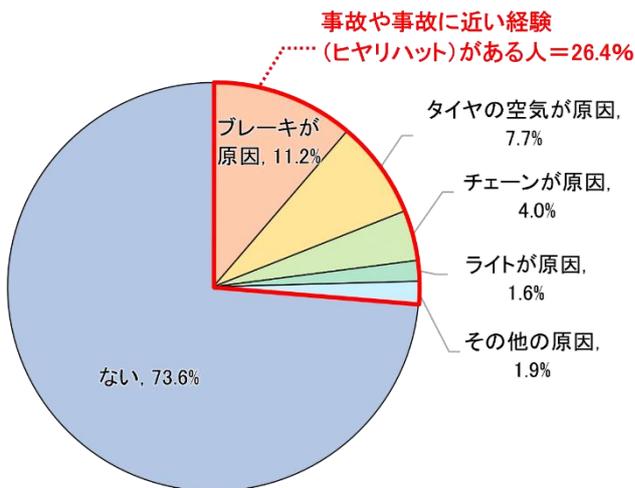
前期(令和6～10年度)	後期(令和11～15年度)
広報啓発・助成の実施	取組の見直し・実施

#### 自転車の整備不良による事故

- 中央区自転車アンケート(令和 4 年実施)では、自転車の不具合により事故や事故に近い経験(ヒヤリハット)がある人は全体の約 3 割となっており、自転車の点検・整備不足により事故に至る恐れがあります。
- 自転車に乗る前には必ず点検を行い、問題があればすぐに自転車安全整備店等で修理・整備を行うことが大切です。

##### 中央区自転車アンケート(令和4年実施)

問: 自転車の不具合が原因で、事故や事故に近い経験(ヒヤリハット)がありますか。



出典: 中央区自転車アンケート(令和 4 年実施)を基に作成

## TS マーク

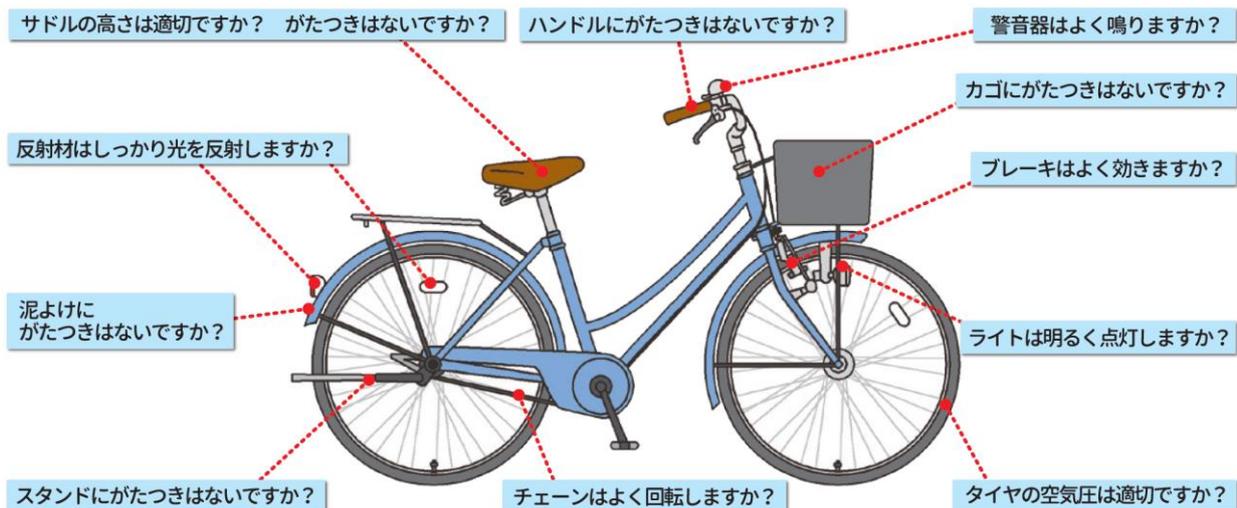
- 自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、TS マークには賠償責任保険と傷害保険等が付いています(付帯保険)。
- 緑色・赤色・青色の3種類のTSマークがあり、それぞれ賠償内容が異なります。
- 有効期間:点検基準日から1年間



傷害補償	死亡もしくは 重度後遺症	50万円	100万円	30万円
	入院(15日以上)	5万円	10万円	1万円
賠償責任補償		死亡・傷害 限度額1億円	死亡・重度後遺障害 限度額1億円	死亡・重度後遺障害 限度額1,000万円

※区における TS マークの取得費用の助成の対象は、第三種 TS マーク(緑色マーク)および第二種 TS マーク(赤色マーク)です。

## <日常的な点検整備のポイント>



画像出典:自転車点検整備等普及啓発リーフレット  
(東京都生活文化スポーツ局)

## (5)校庭を活用した自転車練習場所の確保【重点取組】

正しい自転車の乗り方が身に付けられるよう、休日の小学校の校庭を活用し、保護者とともに自転車の練習を行うことができる場所を設けます。合わせて、校庭を活用し、自転車の通行ルールを学べる機会を創出していきます。



### <実施スケジュール>

前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
自転車練習場所の確保	取組の見直し・実施

### 子ども自転車教室

- これから自転車に乗る子ども、乗り始めた子どもを対象とし、自転車に乗る楽しさを知ってもらい、交通ルールやマナーを学ぶことを目的に、都和連携した自転車教室を開催しました。

内容:

- (1)自転車の扱い方を知ろう  
自転車の各部の役割や正しい調整方法・ヘルメットの着用方法等を学ぶ。
- (2)ペダルを外して乗ってみよう  
ペダルを外した状態でバランスの練習を実施。歩きながらまっすぐ進む、曲がってみる練習や、少し勢いをつけて、両足を上げて進む練習を行う。
- (3)ペダルをつけて乗ってみよう  
実際にペダルをつけて、漕ぐ練習を行う。
- (4)交通ルールを学ぼう  
紙芝居形式で、交通ルールについて学ぶ。



子ども自転車教室の様子(R5.12)

## 施策1-2 自転車利用を取り巻く人々に対する自転車ルールの啓発

### (1) 教職員へ向けた安全啓発

学校において、教職員が児童・生徒に対して、自転車に関する交通安全教育ができるよう、教職員へ向けた安全啓発を実施します。

#### <実施スケジュール>

前期(令和6~10年度)		後期(令和11~15年度)
準備・関係機関調整	教職員への安全啓発実施	取組の見直し・実施

### (2) 自動車ドライバーへ向けた自転車の車道通行への理解の促進

#### ① 横断幕の設置

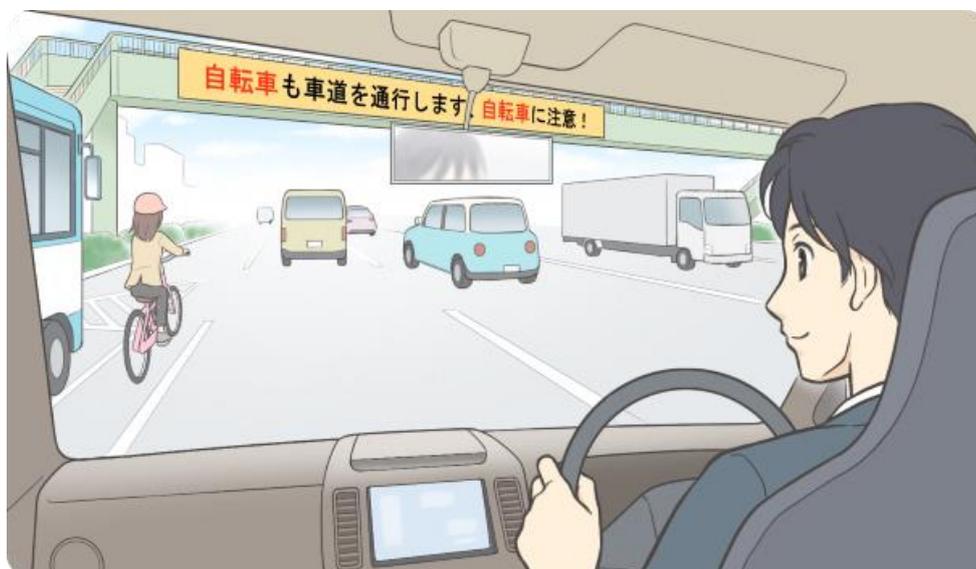
横断幕を用いた広報物を歩道橋等に設置するなど、区民に限らず、区内を通過する自動車ドライバーへ向けた自転車の車道通行への理解の促進や注意喚起を図ります。

#### ② バス・タクシー事業者への周知

自転車と事業車両との事故を減らすため、バス・タクシー事業者へ自転車の車道通行に対する認識や理解を高めます。

#### <実施スケジュール>

	前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
① 広報物の設置		取組の見直し・実施
② 事業者周知		取組の見直し・実施



## <目標2>

歩行者、自転車、自動車が共に安心して快適に通行できる環境を創出

### 施策2-1 自転車通行空間の計画的な整備

#### (1) 自転車通行空間の整備【重点取組】

##### ① 計画的な整備

第4章で定める「中央区自転車ネットワーク整備方針」に基づき、歩行者、自転車、自動車がともに安全に通行できるよう、自転車の車道通行を原則とした、地域の実情に応じた自転車通行空間の整備を計画的に行います。

##### ② 自転車通行帯の条例規定

「中央区道における道路構造の技術的基準に関する条例」に、自転車通行帯の道路構造に関する技術的基準を追加していくことを検討します。

#### <実施スケジュール>

	前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
①	I期路線の整備	II期路線の整備
②	条例改正	条例の運用

※①において、III期部分はまちづくりの動向等を踏まえ、令和16年度以降に整備

#### (2) 路上パーキング等を考慮した自転車通行空間の整備

区内は、荷捌きに伴う駐車需要が多く、さらにはバス交通が発達するなど、道路上にパーキングメーターやバス停留所等が数多く設置されており、車道上での自転車通行空間の整備にあたっては、これらを考慮する必要があります。

そこで、本区の地域特性に応じて、効果的に安全な自転車通行空間を整備するため、一部区間における試験的な整備による検証を行うなど、交通管理者と連携し、整備の在り方を検討します。

#### <実施スケジュール>

	前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
	試験的な整備による検証・整備方法の検討	検討を踏まえた自転車通行空間の整備

## 施策2-2 駐輪需要に対応した適切な駐輪環境の創出

### (1) 既存駐輪場の利用の促進

#### ① 駐輪場の広報

区内には、区立駐輪場をはじめ、再開発事業等により整備した公共的駐輪場、さらには道路上を活用した民設民営の駐輪場等、さまざまな駐輪場が整備されています。これらの駐輪場の総合的な情報発信を行い、既存駐輪場の利用を促します。

#### ② 路上駐輪自転車に対する区立駐輪場への誘導

自転車を路上に駐輪しようとする人に対して、リーフレット等を用いて、近隣の駐輪場の位置や、一時利用ができる駐輪場の利用方法を説明するなど、区立駐輪場へ誘導します。

#### ③ 駐輪場の運営方法の検討

区立駐輪場等の利用状況や周辺の路上駐輪状況を把握し、利用実態に合わせた料金設定や、利用資格等を検討します。今後の方向性については、第5章で定める「中央区路上駐輪対応方針」に基づき、検討します。

### <実施スケジュール>

	前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
① 駐輪場の広報	取組の見直し・実施	取組の見直し・実施
② 駐輪場の案内・誘導等の実施	取組の見直し・実施	取組の見直し・実施
③ 駐輪場の料金や利用資格等の検討	取組の実施	取組の実施



## (2) 駐輪場の設置の推進【重点取組】

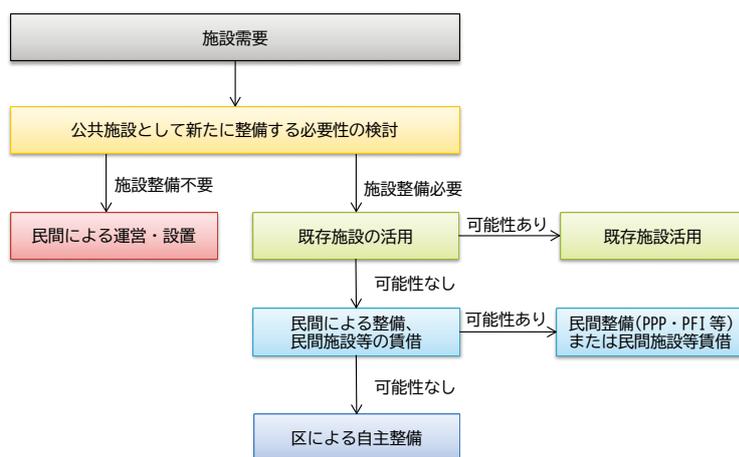
第5章で定める「中央区路上駐輪対応方針」に基づき、民間施設内等での駐輪場の設置の促進や、広幅員の歩道等、公共用地を有効に活用した駐輪場の整備に向け、事業者や道路管理者等と連携・調整を図っていきます。なお、施設の整備・運営にあたっては、「中央区公共施設等総合管理方針 2022」に準拠し、既存施設の転用や、民間活力等を検討します。

### <実施スケジュール>

前期(令和6～10年度)	後期(令和11～15年度)
現状分析・検討・関係機関調整	設置の推進

### 施設需要への対応の検討手順

- 区が新たに駐輪施設を保有することは、将来にわたって多くの負担が生じることとなります。
- このため、公共施設として、施設整備を行う場合は、下図の順に従い、既存施設の活用や転用、民間活力の活用等を検討していきます。



出典:中央区公共施設等総合管理方針 2022

### (3) 路上駐輪自転車の削減へ向けた啓発等

#### ① 路上駐輪自転車に対する啓発

駅や商店街等で歩行者の通行やまちのにぎわいを妨げている路上駐輪自転車の削減を図るため、日常的な広報啓発活動を行うほか、関係機関と協力して、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開し、路上駐輪防止の広報啓発活動の拡充を図ります。

#### ② 路上駐輪自転車に対する指導・撤去

放置禁止区域に放置された自転車については、警告の上、即日撤去を行っており、放置禁止区域外に放置された自転車については、一定期間、注意札・警告札を貼付した後に撤去を行っています。撤去した自転車に対して、保管所で約30日間保管し、返還の際は、撤去・保管手数料の徴収(3000円)を行うことで、自転車の路上駐輪の防止に努めています。

特に路上駐輪自転車の多い地域では、道路の通行を確保するため、路上駐輪自転車の整理や指導を行うとともに、対象地域は、路上駐輪自転車の実態を勘案し、適宜見直していきます。

また、駅周辺はもとより、それ以外の区域においても、放置禁止区域を指定するなどの対策を進められるよう「中央区路上駐輪対応方針」に基づき、路上駐輪の特性に応じた施策を検討していきます。

### <実施スケジュール>

前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
路上駐輪自転車に対する啓発・指導・撤去の実施	取組の見直し・実施



左から、注意札(放置禁止区域外)、警告札(放置禁止区域外)、警告札(放置禁止区域)

## <目標3>

### 自転車の利用による、交通の利便性向上

#### 施策3-1 シェアサイクルの普及の促進

##### (1) シェアサイクルポートの設置の促進

区内にはさまざまな事業者によるシェアサイクルが運営されており、利用環境の向上を図っています。今後もポートが少ないエリアを中心に、民地内での空きスペースや、道路、公園等の公共用地の活用、大規模開発の機会を捉えたポートの設置の促進に向け、事業者に対して要請をしていきます。

##### <実施スケジュール>



##### (2) シェアサイクルの利用の推進

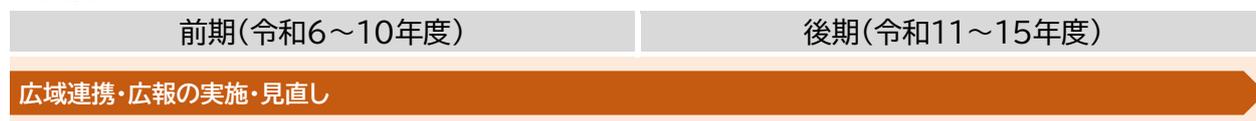
###### ① 広域連携

ドコモ・バイクシェアでは、利便性の向上を図るため、周辺区と自転車の相互乗り入れを実施し、令和5年10月時点で、16区（中央区、千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区、台東区）となっています。今後も他自治体と連携し、シェアサイクルの広域的な利用による利便性の向上に取り組んでいきます。

###### ② シェアサイクルの広報

日常利用や、休日の観光利用等へのさまざまな場面での活用が期待できるシェアサイクルについて、HP やリーフレットを用いた広報を推進していきます。

##### <実施スケジュール>



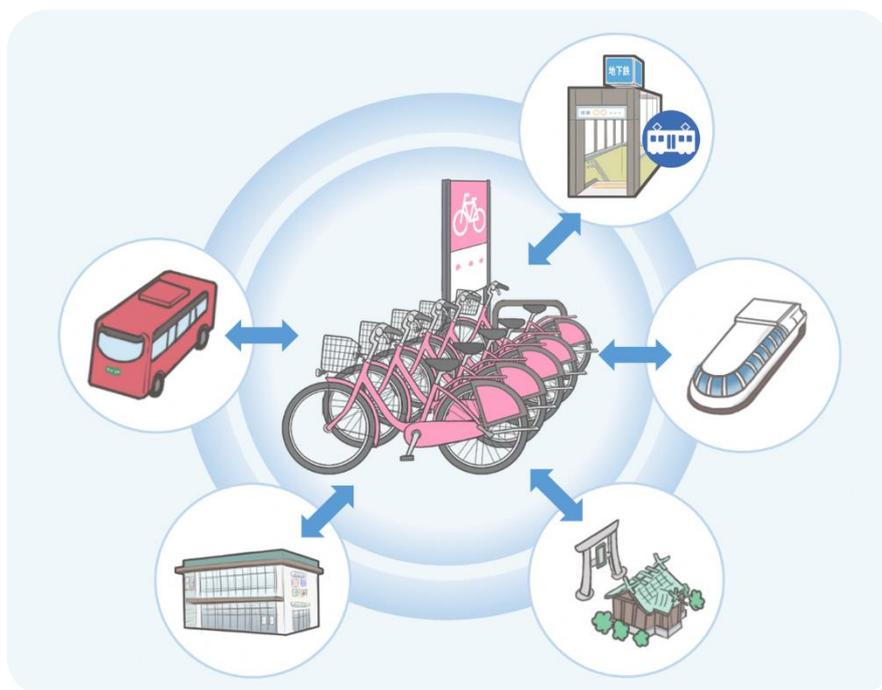
### (3) 公共交通機関とシェアサイクルとの結節の促進

公共交通を補完し、回遊性を向上させるため、公共交通とシェアサイクルの相互利用を促進します。

また、本区では、都内随一の水辺空間を活かした回遊性の高いテラスや、防災性の高い船着場等が整備されており、水上交通のさらなる活性化に向けた検討を進めています。そこで、水上交通と自転車が結節できるよう、船着場周辺におけるシェアサイクルポートの設置を促進します。

#### <実施スケジュール>

前期(令和6～10年度)		後期(令和11～15年度)
準備・関係機関調整	シェアサイクル利用促進の広報啓発	取組の見直し・実施



### (4) シェアサイクル事業者の自転車点検・整備の働きかけ

シェアサイクルを安全かつ快適に利用できる環境整備に向け、シェアサイクル事業者に対して、積極的なメンテナンスや、車両の整備不良の際、利用者が事業者へ通報できるアプリサービスの周知等を働きかけます。

#### <実施スケジュール>

前期(令和6～10年度)		後期(令和11～15年度)
準備・関係機関調整	メンテナンスの促進	取組の見直し・実施

## 施策3-2 自転車情報の発信

### (1) 自転車の適正利用を促す広報の実施【重点取組】

日常生活、観光、業務等の多様な目的に応じて、自転車を適正に利用できるよう、駐輪場、放置禁止区域、自転車通行空間、自転車安全整備店等の自転車に関する総合的な情報が記載されたマップを作成し、区 HP への掲載や、公共施設・観光施設等への掲示をしていきます。

#### <実施スケジュール>

前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
自転車情報マップの検討	自転車情報マップの公開
	自転車情報マップの更新

### (2) 自転車情報のオープンデータ化

東京都自転車活用推進計画（令和3年5月）では、取組の一環として、「自転車通行空間の整備状況」等に関するオープンデータ化の検討を掲げています。本区においても、駐輪場の空き情報や、地域特性を考慮した自転車通行空間等についても、オープンデータ化ができるよう、都と連携を図っていきます。

#### <実施スケジュール>

前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
都との連携	取組の見直し・実施

### オープンデータ化

- 都では、環境負荷低減等の観点から、自転車シェアリングの普及促進を図るとともに、「スマート東京」の実現に向け、官民が連携したデータの利活用を推進しています。
- 令和4年、公共交通オープンデータ協議会と連携し、自転車シェアリングのデータ（ポートの位置情報や駐輪状況）について、オープンデータとして提供を開始しました。
- この取組により、多くのアプリ等の開発者が、自転車シェアリングのデータを利用することが可能となり、さまざまなアプリケーションやサービスの提供を通じて、自転車シェアリングの利便性の一層の向上が期待されます。

出典:東京都 HP

